

佐野短期大学シラバス2014

科目名 Course Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
ガイドヘルパー講座Ⅲ Course of Study on Mobility Guide Ⅲ		2年	後期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態		授業の性格	履修上の制限
1単位	演習		選択	
当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目				
「社会の理解Ⅰ」「社会の理解Ⅱ」または「高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ」「障害の理解Ⅰ」「障害の理解Ⅱ」				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
「ガイドヘルパー講座Ⅰ」「ガイドヘルパー講座Ⅱ」				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー		電話番号・メールアドレス
新井文子	福祉棟2階	初回授業にて説明する。		授業中に指示します
授業の概要				
視覚に係る基本的な人体の構造と機能を概観し、視覚障害の原因疾患と症状およびその心理を理解する。そして、見えにくい・見えないことによる日常生活上の障害から生活ニーズを捉える。これらの学びをもとに、同行援護従事者としての基本姿勢や留意点、基本技術を習得する。演習においては、視覚障害を日常の何気ない動作から体験し、視覚障害があることによる生活障害を具体的に理解する。				
授業の目標				
①視覚障害のある人の生活障害および心理を説明できるようにする。 ②視覚障害のある人の同行援護に必要な基本的技術を習得できるようにする。				
授業の方法				
演習科目であるが、講義も併用する。演習は教室や校内だけでなく、校外においてもおこなう。				
学習の成果（学習成果）				
①視覚障害のある人の心身の状況および日常生活上の不自由さを説明することができる。 ②視覚障害のある人の日常生活上の不自由さに対して、適切な援助をおこなうことができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	ガイダンス（シラバスにそって）、演習時の諸注意（30分） 視覚障害のある人の福祉の制度とサービス（福祉制度の概要、サービスの種類・内容・役割等）（60分）			
第2回目	同行援護の制度と従事者の業務① 同行援護の制度と従事者の役割と意義（90分）			
第3回目	同行援護の制度と従事者の業務②（30分） 障害・疾病の理解① 頻度の高い障害・疾病の医学的知識、日常生活における障害（60分）			
第4回目	障害・疾病の理解②（60分） 障害のある人の心理① 視覚障害のある人の心理的特性と介護者の心得 【演習】含む（30分）			
第5回目	障害のある人の心理②（30分） 情報支援と情報提供① 情報支援の重要性と情報提供の方法（60分）（レポート1）			
第6回目	情報支援と情報提供②（60分） 代筆・代読の基礎知識① 代筆・代読の方法と留意点（30分）			

第7回目	代筆・代読の基礎知識②（90分）	
第8回目	同行援護の基礎知識① 同行援護の目的と機能、基本原則（90分）	
第9回目	同行援護の基礎知識②（30分） 基本技能①白杖、点字ブロック、ガイド上の留意点（60分）	
第10回目	基本技能② 基本姿勢、立ち位置交換、誘導歩行 【演習】（90分）	
第11回目	基本技能③ クロックポジション、椅子への誘導、狭所やドアの通過、段差・階段の昇降 【演習】（90分）	
第12回目	基本技能のまとめおよび応用技能の概要（筆記試験含む）	
第13回目	応用技能① ファミリアリゼーション、防御姿勢、食事介助 【演習】（90分）	
第14回目	応用技能② エスカレーター・エレベーターの乗降 【演習（校外）】（レポート2）（90分）	
第15回目	応用技能③ 車の乗降、トイレ誘導、買い物や通院等 【演習】（90分）	
成績評価の方法と基準		
評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度	30%	演習時の諸注意が守られている。演習には積極的に参加し、指導を受け入れ、改善・向上のために努力している姿勢がみられている。
レポート	20%	演習後のレポート2本 ①視覚に障害のある人の心理を理解する。 ②エスカレーターの乗降。 S：提示された項目に対して学び得たことが具体的に記述されている。
調査報告書		
小テスト		
試験	50%	授業の内容を踏まえた記述形式の筆記試験である。テキスト・自筆ノートの持ち込みを許可する。
発表内容（態度含む）		
その他		
教科書と参考図書		
教科書	「同行援護従業者養成研修テキスト」 中央法規出版	
履修上の留意点・ルール		
演習時は動きやすい服装等にし、各自アイマスクを必ず用意しておく。食事介助時の食事は別途実費徴収する。校外演習については、予定を変更する場合もある。ガイドヘルパーユニットの必修科目であり、ガイドヘルパー講座Ⅰ～Ⅲの単位を取得し、必要な手続きをすると、「修了証明書」が発行される。		